

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700095号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700054号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日の標準賞与額を14万2,000円、平成16年3月31日の標準賞与額を3万円、同年7月15日の標準賞与額を9万円、同年12月15日の標準賞与額を15万5,000円、平成17年7月15日の標準賞与額を10万円、同年12月15日の標準賞与額を12万1,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年3月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑦までの賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日、請求期間⑦は平成18年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は14万2,000円、請求期間②は3万円、請求期間③は9万円、請求期間④は15万5,000円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑦は15万円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。